

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### A) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その身体又は生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを受けず、行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

### B) 学校及び職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、健全な心の成長の促進、いじめを許さない環境づくりに努める。また、保護者などの関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に対処し、さらに再発防止に努める。

## 2. いじめの防止等のための対策（未然防止・早期対応）

### A) 基本施策

#### (1) 学校生活におけるいじめ防止対策

学校目標「責任を持って行動する生徒を育てる」「健康で情操豊かな生徒を育てる」に則り、いじめをしない、見過ごさない態度を涵養するとともに、健全な心の成長とそれを土台とした実践力や行動力を養う。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・講演会等を実施する。

#### (2) いじめ早期発見のための対策

早期発見するために日頃から生徒観察、教職員・保護者の連携及び情報交換、生徒との信頼関係等による情報収集が不可欠である。

##### ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため年間計画をつくり、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- a 生徒対象いじめアンケート調査 ふれあい・いじめ防止月間  
・年3回（学期に1回，6月，11月，2月）アンケート
- b 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

##### ② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。また、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

- a スクールカウンセラーの活用
- b いじめ相談窓口の設置 養護教諭
- c 臨床発達心理士からの助言及び同心理士への相談
- d 外部機関との連携

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、そのインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラル研修を随時行う。

・セーフティ教室等（情報モラル・犯罪防止教育）

(4) その他

保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止及び事後対応に対する支援体制を充実する。

B) 「学校いじめ対策プロジェクトチーム」の設置

(1) いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策プロジェクトチーム」の設置

いじめの防止・発見・対応・情報収集等を行うため、次の機能を担う「学校いじめ対策プロジェクトチーム」を設置する。

① 構成員

校長、副校長、生徒指導主任、学年生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

（日常の情報交換は、校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当、学年主任で行う）

② 活動内容

a) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

b) いじめ防止に関すること。

c) いじめ事案に対する対応に関すること。

d) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

③ 召集について

「学校いじめ対策プロジェクトチーム」は週1回（校内委員会の名称）を定例とし、事案発生時は速やかに生活指導部と連携して行う。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の対応

① いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための配慮が必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせぬよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と相談・連携・通報等をして対処する。

### 3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置・召集する。
- (3) 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) スクールカウンセラーや諸機関と協力して当該生徒のケアを行う。  
(加害者・いじめを伝えた生徒の安全確保も含む。)

※保護者には、情報収集後（事実確認・聞き取り）指導方針・ながれ・状況の連絡を行う。

※学校サポートチームとの連携（事例による）

PTA、学校医、指導主事、児童相談所所員、福祉関係者、民生児童委員、警察等に協力依頼。

### 4. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ◆ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ◆ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

#### 参考

- ◆ 東京都教育委員会『いじめ総合対策～第2次・一部改訂～』上・下巻 R 3. 2
- ◆ 『「学校いじめ対策委員会」を核とした対応』
- ◆ 『いじめ問題に対応できる力を育てるために - いじめ防止教育プログラム-』 H 2 6  
P7 いじめ防止対策推進法（概要）
- ◆ 江戸川区教育委員会『豊かな心をはぐくむために』【改訂版】  
〈いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム〉 R 2. 2